

令和5年白老町議会議案説明会会議録

令和5年6月14日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時14分

○議事日程

1. 白老町議会第1回定例会6月議会議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会第1回定例会6月議会議案説明
-

○出席議員（13名）

1 番 久 保 一 美 君	2 番 吉 谷 一 孝 君
3 番 貳 又 聖 規 君	4 番 佐 藤 雄 大 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
10 番 小 西 秀 延 君	11 番 及 川 保 君
12 番 長谷川 かおり 君	13 番 氏 家 裕 治 君
14 番 松 田 謙 吾 君	

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 大 輔 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
上 下 水 道 課 長	舩 田 紀 和 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君

生涯学習課長	伊藤 信幸 君
消 防 長	後藤 悟 君
予 防 課 長	本間 等 君
病 院 事 務 長	村上 弘光 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本間 力 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより第1回定例会6月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 定例会6月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算4件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、委員の選任同意11件、諮問2件、報告4件、合わせて26件であります。

順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、町長就任後の肉付予算、政策的経費8,271万7,000円のほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として1億9,083万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業として4,287万1,000円のほか、通常の補正予算4,865万7,000円を加えた3億6,508万2,000円を追加するものであります。

なお、別途説明が必要な事業につきましては、私の説明の後に別添資料に基づき担当課長よりそれぞれ説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議1-1をお開きください。令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3億6,508万2,000円を追加し、総額を120億2,025万2,000円とするものであります。

3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、4ページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、5ページの「第2表 地方債補正」は記載のとおりでございます。内容につきましては歳出のところで改めて説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきます。14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、（1）役場庁舎建設等検討調査事業45万円の新規計上であります。講師謝礼は役場庁舎の建設に向けた町民理解の促進や情報共有のための視察報告会開催時の有識者招聘に有する経費、旅費は基本設計、実施設計に向けた先進事例の調査検討に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。（2）デジタル化推進基盤整備事業157万8,000円の新規事業は、個別資料に基づき別途説明をいたします。

1項4目広報広聴費、（1）町長タウンミーティング開催事業5万4,000円の新規計上は、個別資料に基づき別途説明をいたします。1項9目企画調整費、（1）移住定住促進家賃サポート事

業 348 万円の増額補正であります。本事業につきましては、骨格予算において継続分のみの計上としたことから、令和 5 年度新規分として町外から転入する若年世帯を 14 世帯、子育て世帯を 10 世帯と見込み補助金を計上するもので、財源は一般財源であります。17 ページをお開きください。(2) 地域活力創造ショートステイ誘致促進事業 75 万円の新規計上は、個別資料に基づき別途説明をいたします。(3) 大学生等通学費助成事業 190 万円の新規計上は、個別資料に基づき別途説明をいたします。(4) 地域おこし協力隊活用事業 200 万円の新規計上は、旅費、消耗品費及び負担金は地域おこし協力隊募集フェアへの参加に要する経費、委託料は地域おこし協力隊の募集サポートに要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

1 項 13 目交通安全対策費、(1) 自動車運転免許自主返納サポート事業 27 万 1,000 円の増額補正であります。本事業につきましては、骨格予算において前年度に交付した回数券のうち未使用分 46 万 8,000 円のみ計上としたことから、令和 5 年度新規分として申請者を 66 名、年度中の使用率を 38%と見込み扶助費を計上するもので、財源は繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

2 項 1 目賦課徴収費、(1) デジタル地図情報システム導入事業 42 万円は新規計上であります。町税等の滞納整理に向けて不動産の差押え及び売却を進めるため、地図情報や関係図面の迅速な収集が可能な GIS 地図情報システムビューアーの導入に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

18 ページをお開きください。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、(1) 物価高騰対策町民生活支援事業 7,426 万 7,000 円の新規計上は、個別資料に基づき別途説明をいたします。(2) 物価高騰対策低所得世帯支援事業 1 億 1,657 万円の新規計上は、同じく個別資料に基づき別途説明をいたします。21 ページをお開きください。(3) 重層的支援体制整備事業 606 万 5,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(4) 介護サービス提供基盤等整備事業 4,115 万 1,000 円の新規計上であります。地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の整備促進を目的とした北海道の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用して、グループホーム等の施設整備を行う事業者に対し町経由で補助金を交付するもので、財源は全額道補助金の社会福祉施設整備補助金を充当いたします。(5) 地域女性活躍推進事業 500 万円は新規計上であります。コロナ禍による自粛生活の長期化や社会における人間関係の希薄化などにより、不安や悩みを抱えながら孤立していく女性が増加傾向にあることから、気軽に相談できる居場所づくりや相談体制の充実、地域コミュニティーのキーパーソンとなる人材の養成など様々な困難、課題を抱える女性に対する支援に要する経費を計上するもので、財源は道支出金の地域女性活躍推進交付金を充当いたします。(6) 消費者被害防止対策事業 23 万 1,000 円の新規計上であります。高齢者が被害に遭いやすい悪質な訪問販売業者に対する抑止策として全戸配布を念頭に訪問販売お断りステッカー 1 万枚を作製する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

1 項 2 目老人福祉費、(1) 介護保険事業特別会計繰出金 16 万 1,000 円の増額補正であります。介護保険事業特別会計において職員の休職により一時的に欠員が発生する状況に対応する

ため、会計年度任用職員の雇用に要する経費相当額を繰出金として計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 成年後見センター運営事業 107 万 8,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。23 ページをお開きください。(3) 福祉介護人材確保事業 129 万円は新規計上で、こちらも個別資料に基づき別途説明をいたします。

1 項 3 目身体障害者福祉費、(1) 重度心身障害者医療費給付経費 13 万 3,000 円の増額補正であります。子ども医療費助成の現物給付化に伴う福祉医療システムの改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 聴覚障がい者支援事業 96 万 5,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(3) 人工透析患者送迎車両更新事業 503 万 2,000 円の新規計上であります。人工透析を受ける方の送迎用として所有している車両 3 台のうち平成 27 年に購入した車両の走行距離が 30 万キロメートルを超える状況であり、不具合の発生頻度が高くなっていることから、車両の安全性を確保し安定的な送迎サービスを維持するため、車椅子対応が可能な 10 人乗り福祉車両の更新に要する経費を計上するもので、財源は繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

1 項 4 目乳幼児福祉費、(1) 乳幼児等医療費助成経費 9 万 9,000 円の増額補正であります。子ども医療費助成の現物給付化に伴う福祉医療システムの改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

24 ページをお開きください。1 項 7 目福祉館費、(1) 福祉館管理運営経費 5 万 2,000 円の増額補正であります。緑丘福祉館の避難口誘導灯について、消防用設備の点検において不具合が指摘されたことから修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 子育て支援パッケージ事業 46 万 9,000 円の新規計上であります。平成 29 年度より新生児誕生の記念品贈呈事業として実施しておりますが、令和 5 年度は昨年度に引き続き防災用品をセットにした我が子リュックを贈呈するもので、財源は国庫支出金の母子保健衛生費補助金 3 万 8,000 円、繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金 43 万 1,000 円を充当いたします。(2) 子育てふれあいセンターフェンス改修事業 159 万 5,000 円の新規計上であります。子育てふれあいセンターとさくら幼稚園との境界に設置してあるフェンスについて、老朽化により一部破損するなど倒壊の危険性が高まっていることから児童等の安全確保のためフェンスの改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 3 目ひとり親家庭等福祉費、(1) ひとり親家庭等医療費給付費 7 万 9,000 円の増額補正であります。子ども医療費助成の現物給付化に伴う福祉医療システムの改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。2 項 4 目児童福祉施設費、(1) 未就園児預かり保育モデル事業 172 万 5,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(2) 保護者負担補助事業 653 万 4,000 円の新規計上であります。子育て支援に係る保護者負担の軽減を図るため、副食費が徴収される世帯に対する補助金として一人当たり月 4,500 円、121 名の 1 年分の補助に要する経費を計上するもので、財源は繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

26 ページをお開きください。4 款環境衛生費、1 項 1 目、地域保健費、(1) 3 歳児健診視

覚検査機器導入事業 154 万円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(2) 不妊治療費助成事業 49 万 5,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。

1 項 3 目予防費、(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 1,417 万 3,000 円の増額補正であります。国の方針により 5 月 8 日から 2 回目接種済みの方のうち 65 歳以上の高齢者、12 歳から 64 歳の基礎疾患をお持ちの方及び医療従事者等を対象とした令和 5 年春接種が開始されており、9 月 1 日からは全ての方を対象にした令和 5 年秋接種が予定されていることから、会計年度任用職員の雇用に要する経費のほかワクチン接種券の印刷及び郵送に係る経費、コールセンターの設置やワクチンの輸送などワクチン接種体制の整備に必要な経費を計上するもので、財源は全額国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当いたします。29 ページをお開きください。(2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 2,869 万 8,000 円の増額補正であります。5 月 8 日から開始されている令和 5 年春接種分として 5,554 回分、9 月 1 日から開始予定の令和 5 年秋接種分として 7,049 回分のワクチン接種委託料を計上するもので、財源は全額国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を充当いたします。

3 項 2 目塵芥処理費、(1) 環境衛生センター運営経費 39 万 6,000 円の増額補正であります。浸出水処理施設について、曝気ブローに不具合が頻発しており適切な水処理が行えなくなるおそれがあることから交換用ブローを購入するもので、財源は一般財源であります。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費、(1) 就業促進・人材確保支援事業 45 万 5,000 円の新規計上であります。合同企業説明会のほか、町内企業や求職者を対象とした人材活用・就業促進セミナーを開催するための経費等を計上するもので、財源は繰入金金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

31 ページをお開きください。6 款農林水産業費、1 項 4 目畜産業費、(1) 白老牛繁殖牛群改良事業 167 万 2,000 円の新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。

7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、(1) 空き店舗等活用・創業支援事業 600 万円の新規計上であります。飲食店や宿泊業、小売店などの新規出店及び創業に対し助成を行うものでありますが、令和 5 年度については新たに新築物件を補助対象とするとともに、補助上限を 150 万円に増額。また、令和 3 年度より実施していた宿泊業に対する補助上限の増額は廃止するものとし、新築物件の開業経費 1 件当たり上限 150 万円の 2 件分、中古物件の開業経費 1 件当たり上限 100 万円の 3 件分の補助金を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 東京白老会運営事業 55 万円の新規計上であります。東京白老会総会及び懇親会の事前準備及び運営を行う事務局職員 4 名分の旅費のほか会場使用料を計上するもので、財源は一般財源であります。

32 ページをお開きください。8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、(1) 町道ロードヒーティング改修事業は財源振替であります。国庫支出金の社会資本整備総合交付金について、内示額が予算を下回ったことから 1,000 万円減額し、同額を町債の過疎対策推進事業債に振り替えるものであります。

4 項 1 目港湾管理費、(1) 客船入出港歓迎事業 19 万 4,000 円は新規計上であります。9 月

21 日に大型クルーズ船日本丸が入港する予定であることから歓迎の意を表する入出港セレモニーの開催に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

4 項 2 目港湾建設費、(1) 港湾機能施設整備事業特別会計繰出金 594 万円の増額補正であります。公共中央 1 号上屋のシャッターが老朽化等によりスムーズな開閉が行えない状況であることから、港湾機能施設整備事業特別会計で実施する修繕費用相当額を繰り出しするもので、財源は一般財源であります。

5 項 3 目公園費、(1) 都市公園トイレ改修事業 772 万 2,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。

34 ページをお開きください。9 款消防費、1 項 1 目常備消防費、(1) 消防本部運営経費 116 万 7,000 円の増額補正であります。令和 5 年度新規採用職員について、当初予定していた 1 名から 2 名追加の 3 名としたことから 2 名分の貸与品及び防火衣の購入に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 職員訓練研修経費 78 万 2,000 円の増額補正であります。同じく令和 5 年度新規採用職員について、当初予定していた 1 名から 2 名追加の 3 名としたことから 2 名分の消防学校入校に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(3) 常備消防施設維持管理経費 26 万 7,000 円の増額補正であります。白老コミュニティセンターに設置している消防救急デジタル無線基地局について、定期点検において無停電電源装置の劣化が指摘されたことから、安定的な消防救急業務体制確保のため無停電電源装置の修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(4) 女性防火クラブ避難訓練用資機材整備事業 68 万 2,000 円の新規計上であります。地域での火災予防の一翼を担う女性防火クラブについて、さらなる防火知識の普及啓発と防火意識の高揚を目的に訓練用資機材として、火災発生時における視界不良や避難行動の困難さを実際に体験することが可能となる煙体験テントの導入に要する経費を計上するもので、財源は諸収入のコミュニティー助成事業補助金 60 万円、一般財源 8 万 2,000 円を充当いたします。

1 項 4 目災害対策費、(1) 自主防災組織活用支援事業 75 万円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。

36 ページをお開きください。10 款教育費、1 項 5 目諸費、(1) 白老町スタンダード推進事業 237 万 2,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(2) デジタル教育推進事業 101 万 8,000 円は新規計上で、同じく個別資料に基づき別途説明をいたします。

2 項 2 目教育振興費、(1) 小学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費 137 万 7,000 円の減額補正であります。学校給食費無償化事業の実施により不用となる給食費に対する扶助費相当額を減額するもので、財源は一般財源の減であります。

3 項 2 目教育振興費、(1) 中学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費 106 万 2,000 円の減額補正であります。同じく学校給食費無償化事業の実施により不用となる給食費に対する扶助費相当額を減額するもので、財源は一般財源の減であります。

38 ページをお開きください。4 項 1 目社会教育総務費、(1) 地域学校協働本部事業 88 万 9,000 円は増額補正で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(2) 未来を拓くひとづくり事業

150 万円は新規計上で、同じく個別資料に基づき別途説明をいたします。

4 項 2 目公民館費、(1) 公民館管理運営経費 133 万 1,000 円の増額補正であります。白老コミュニティセンター入り口前のアスファルト舗装について、配水管への土砂流入により陥没が発生していることから復旧に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 公民館講座事業 100 万 3,000 円は新規計上であります。公民館機能である町民の集いと学び、ネットワークづくりの一環として社会教育施設を積極的に活用した公民館講座を年 9 回開催するほか、国の補助金を活用し町民を対象とした初心者向けスマートフォン教室やアプリを使用して行う映像制作教室などのデジタル講座を開催するものとして講師謝礼等の経費を計上するもので、財源は国庫支出金の情報通信技術講習事業費補助金 25 万 3,000 円、繰入金のふるさと G E N K I 応援寄附金基金繰入金 75 万円を充当いたします。

4 項 3 目図書館費、(1) 図書館運営経費 3 万円の増額補正であります。匿名希望の方より読書環境整備への指定寄附があったことから寄附金を財源として増額するものであります。41 ページをお開きください。(2) おもいで読書通帳導入事業 191 万 2,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。

5 項 1 目保健体育総務費、(1) スポーツ振興人材養成事業（地域おこし協力隊事業）330 万円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。

6 項 1 目しらおい食育防災センター管理運営費、(1) 学校給食食材経費 906 万 9,000 円の減額補正であります。学校給食費無償化事業の実施により不用となる給食食材の調達に要する経費を減額するもので、財源は諸収入の学校給食費収入の減であります。(2) 学校給食費無償化事業 943 万 9,000 円は新規計上で、個別資料に基づき別途説明をいたします。(3) 学校給食用トレイ更新事業 187 万 8,000 円は新規計上であります。児童・生徒が給食時に使用する配膳用トレイについて、長年使用していることにより割れ、変形、汚れなどが発生していることから衛生状態を保つとともに破損によるけがや異物混入を防止するためトレイの更新に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(4) しらおい食育防災センター改修事業 573 万 6,000 円の新規計上であります。次のページになりますが、経年劣化による配管の修繕や機器等の更新のほか作業環境の改善を行うもので、修繕料は消毒保管庫蒸気配管、控室蒸気道変換及び地下タンク油弁系の修繕に要する経費。工事請負費は煤煙濃度計自動制御装置の更新。保健所から指摘のあった米浸漬タンクの上部作業用タラップの増設及び屋外の雨水配管破損に伴う改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金 130 万円は増額補正であります。教育振興基金積立金はエスビーエナジー株式会社から社名変更をしたテラスエナジー株式会社様からの指定寄附分、産業振興基金積立金は前田育子様からの指定寄附分をそれぞれ積立てするものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。10 ページ、11 ページにお戻りください。20 款繰入金、1 項 6 目財政調整基金繰入金 6,767 万 7,000 円の計上であります。当初予算において肉付予算の財源として積み立てた 7,000 万円

のうち、本補正予算に計上した肉付予算の一般財源として3,223万6,000円、国の重点交付金を活用して実施する物価高騰対策町民生活支援事業及び物価高騰対策低所得世帯支援事業の交付金一時立替分として3,544万1,000円を計上するものであります。

12 ページをお開きください。21 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 1,089 万 8,000 円の増額補正であります。先ほど説明いたしました財政調整基金繰入金以外の一般財源不足額を計上するものであります。なお、令和 4 年度一般会計の決算剰余金につきましては、歳入歳出差引残高が 3 億 4,487 万 4,000 円、うち翌年度に繰り越すべき財源 842 万 4,000 円を差し引いた 3 億 3,645 万円が繰越金となる見込みであります。これにより繰越金の残高は 2 億 7,564 万 7,000 円となるものであります。

議案第 1 号の説明は以上であります。

続きまして、お手元にお配りしている資料のうち、A 4 横判の資料「肉付予算（事業費）の概要について」を御覧ください。こちらにつきましては、補正予算第 3 号として計上したもののうち、肉付予算となるものを抽出した資料になりますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、A 4 縦判の「令和 5 年度白老町予算の概要（説明資料）骨格予算プラス肉付け予算版」につきましては、定例会 3 月会議において議決をいただいた骨格予算に定例会 5 月会議で議決をいただいた肉付予算及び本補正予算で計上している肉付予算分を加算して再度編集したものとしますので、こちらもご参照いただきたいと思います。

私からは以上であります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

次に、臨時事業費の補足説明について順次説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 緑色の表紙の冊子をお手元にお開きください。ナンバー 1、デジタル化推進基盤整備事業でございます。事業費は 157 万 8,000 円で、財源は一般財源になります。

事業の目的でございますが、デジタル社会の進行に即応し、誰もがいつでもどこでも行政サービスを享受できるよう、町民サービスのデジタル化、行政事務のデジタル化、地域社会のデジタル化を進めるものであります。

事業概要につきましては大きく 3 つに分かれております。1 つ目が計画策定ということで、デジタル化の推進に向けた方針を示す D X 推進計画。具体的な取組事業を示す D X 推進実施計画の策定を進める予定としております。2 つ目が職員研修ということで、デジタル化の推進に向け職員の基礎的知識を習得するとともに、デジタル技術の活用手法についての共有を進めるため研修を開く費用になります。3 つ目が推進事業ということで、デジタル推進を遅延なく進めるため、今後本格的なデジタル推進に必要な基盤を整備し、来年 1 月から試験運用を行う予定としております。具体的には、来庁不要で電子申請、個人認証、電子決済を可能とする諸証明書発行オンライン化推進事業、現状考えておりますのは町民課及び税務課になりますが、窓口でのキャッシュレス決済導入事業、それから通知型の情報発信や各種予約、チャットボツ

トと呼ばれる自動会話プログラムを活用した行政相談等の実施を見据えたLINE公式アカウント等導入事業の3つの事業を予定しております。

事業費の内訳につきましては、報償費は計画策定におけるアドバイザー及び職員研修の講師に対する謝礼。旅費につきましては、実施計画策定にあたり道内外の先進自治体への実際の事務の運用状況等の視察をするための経費。役務費についてはキャッシュレス決済の手数料。使用料につきましてはオンライン申請のシステム使用料及びLINE公式アカウント運用サービス使用料をそれぞれ3か月分。備品購入費につきましてはキャッシュレス決済が可能なレジの購入に要する経費を計上しております。

事業効果としましては、計画策定を進めることにより方針及び事業等が明確になり、デジタル化を促進できると考えております。また、職員研修を行うことにより基礎知識の習得によるデジタルを活用した行政サービスの向上、業務の効率化が図られると考えております。

最後に、推進事業の実施によってオンラインサービスの基盤が整備され、今後におけるDXの速やかな展開が可能となるとともに、町民サービスの向上、業務の効率化が図られると考えております。ナンバー1につきましては以上であります。

続きましてナンバー2、町長タウンミーティング開催事業について説明をさせていただきます。事業費につきましては5万4,000円で、財源は一般財源になります。

事業の目的でございますが、町の現状や課題について町民と町長が対話を通じて共有し、共に考える機会を創出することで、みんなで取り組むまちづくりの推進を図るものであります。

実施手法につきましては、テーマを設け、そのテーマに基づくお話を町長からした上でグループ討議など参加される皆様が議論を深められるような手法を取り入れて実施する予定であります。また、町長は各グループの討議に随時参加し、町民との対話を図ることとしております。

開催場所につきましては、社台・白老、萩野・北吉原、竹浦・虎杖浜の3地区に分け、10月に開催する予定であります。

事業費の内訳につきましては、グループ討議で使用する消耗品、参加者配付用のお茶代を計上しております。

事業効果としましては、町の現状や課題について対話を通じて共有することにより、みんなで取り組む風土の醸成が図られるとともに、町民の声をまちづくりに生かす仕組みが構築できるものと考えております。

○議長（松田謙吾君） 次に、ナンバー3、富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） ナンバー3、ナンバー4について説明させていただきます。ナンバー3、地域活力創造ショートステイ誘致促進事業。事業費については75万円、財源につきましてはまち・ひと・しごと創生基金繰入金を充当いたします。

事業の目的といたしましては、大学生等の合宿を誘致し、地域住民と学生の交流を通じた町の新たな魅力向上や地域の活性化を図ることと考えてございます。

事業の概要といたしましては、町外の大学等で教員の指示に基づき、学生が町内をフィールドとして行う研究、調査、学習等に対し宿泊費の一部を助成するものでございます。

助成要件といたしましては、町内に宿泊し滞在しながら調査、研究、学習等を行うこと。滞在期間中に町民との交流、フィールドワーク等を通じた町民との交流を図る。調査、研究、学習等のフィールドワーク等を通して、終了後その成果を町に対してまちづくり施策として提案、またはプレゼンテーション等により報告を行う。ホームページやSNSを通して調査、研究、学習等の成果報告を行うことで考えてございます。

助成額につきましては、宿泊に要する費用といたしまして、一人1泊当たり2,000円を上限とし、団体については1団体1会計年度当たり上限20万円とするものでございます。事業費の内訳としましては補助金として全額75万円。

事業効果といたしまして、町の魅力向上、地域の活性化、関係人口あるいは交流人口の増大ということが見込まれると考えてございます。

ナンバー4、大学生等通学費助成事業。事業費については、190万円。全額一般財源となります。

事業目的といたしましては、町内に居住し、鉄道を利用して大学等に通学する者の通学に要する費用の一部を助成することにより、切れ目のない子育て支援を実施し、もって将来のまちづくりを担う人材の育成及び若年世代の定住を図ることを目的とするものでございます。

事業概要といたしましては、町内に居住し、鉄道を利用して通学する大学生等助成対象者に対して通学定期券購入費の一部を助成することになってございます。助成対象者には町内のまちづくり活動等への参加を促し、郷土に対する愛着を醸成する中で将来のまちづくりを担う人材を育成することを目的にしたいと考えてございます。

助成要件につきましては、町内に住所を有し、生活の基盤を町内に置きながら鉄道を利用して大学等に通学していること。自宅の最寄り駅から学校の最寄り駅の区間がおおむね80キロメートル以上ということで考えてございます。

助成額につきましては、最も経済的かつ合理的と認められる通学の経路及び方法で算出された通学定期券の費用1か月当たりの購入金額から自己負担額1万5,000円を差し引いた額の2分の1、上限は1万円としたいと考えてございます。事業費の内訳につきましてはこれに係る経費を補助金として190万円拠出するものでございます。

事業効果といたしましては、保護者等の経済的負担の軽減、まちづくりを担う人材の育成、若年世代の定住、これに伴う経済効果が考えられます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー5、渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） ナンバー5、事業名は重層的支援体制整備事業でございます。事業費606万5,000円、財源内訳は重層的支援体制整備事業補助金と一般財源でございます。

事業目的は、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める支援体制を整備するものでございます。

事業概要でございます。重層的支援体制整備の一環として要援護者管理システムを導入し、複合的な課題を抱える町民の課題解決を目指すものでございます。災害時における要援護者の個別避難計画を策定するにあたり、現在の方法では多くの時間を要してしまうことから、住民

基本台帳等のシステムと同様のシステムを導入し、必要事項の入力のみで個別避難計画を策定してまいります。

事業内容としましては、要援護者管理システムの導入と保守点検でございます。今後の取組としまして、様々なケースに対応できますように重層的支援体制を整備いたしまして、関連する会議を毎月開催し、ケースによっては緊急的な会議も開催します。また、要援護者管理システムの導入につきましては、個別避難計画を策定し、重層的に町民を支援してまいります。

事業費の内訳としては、委託料を計上してございます。

事業効果です。町内在住の複合的な課題を抱える町民への支援体制の確保。また、要援護者個別避難計画の策定等でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー6、山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） ナンバー6、事業名は成年後見センター運営事業でございます。事業費は107万8,000円で、全額道支出金の権利擁護人材育成事業費補助金をいただいて事業を行います。

事業の目的、ねらいでございますが、大きく2つございます。まず、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すことでございます。もう1点、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、町民が貢献業務の新たな担い手として活動できるよう人材育成や活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

事業概要につきましては、5つの事業を進めてまいります。1点目が成年後見制度に関する相談、利用支援、普及啓発でございます。2点目が市民後見人の育成及び指導、活動支援でございます。3点目が成年後見支援センター運営協議会の開催。4点目が成年後見人の受任調整及び家庭裁判所への推薦。5点目が成年後見人制度に関わる関係機関との連携でございます。

事業費の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

事業効果といたしましては、市民後見人養成講座を実施し、市民後見人候補者を育成する。2点目が地域連携ネットワークを開催し、支援者間の連携を図ることでございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー7、8、渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 続きまして、ナンバー7、福祉介護人材確保事業でございます。事業費は129万円、財源内訳はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的でございます。本町における総人口は年々減少傾向にありますが、高齢化率は令和22年まで上昇すると予測されております。福祉介護現場においては心身の状態に応じたケア技術等の向上が求められており、介護予防への取組や認知症への対応など複雑・高度化するニーズに対応できるサービスの提供体制の構築を行うものでございます。

事業概要でございます。制度概要として福祉介護分野の離職率は現在高い状況が続いております。介護福祉士等の専門職の人材確保は非常に困難となっております。本事業につきましては令和4年度より進めている事業でございますが、現場のニーズは日本人の労働者の確保が困難となっていることから外国人介護人材雇用に向いているため、令和5年度以降についてはキ

キャリアアップのための研修受講費の助成、外国人介護人材雇用に係る経費を事業者に補助する事業でございます。

事業内容は、①専門職の資質向上として、キャリアアップ研修に要する費用助成。自己負担額に相当する額または3万円のいずれか少ない額といたします。②外国人介護人材雇用の推進として、外国人介護人材雇用の際に生じる初期費用及び管理費等の関係機関への支払い費用でございます。費用の10分の10以内。上限は10万円として年度内において1法人につき2人分を上限として補助するものでございます。事業費の内訳としまして、補助金でキャリアアップ研修助成については9万円、外国人介護人材雇用費助成として120万円を計上しております。

事業効果は、町内福祉・介護人材の確保でございます。

続きまして、ナンバー8、聴覚障がい者支援事業でございます。事業費は96万5,000円、財源内訳は地域生活支援事業補助金の国庫支出金と道支出金でございます。また、道の地域づくり総合交付金でございます。そのほかに一般財源となっております。

事業目的でございます。手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境を構築するため、基本理念を定め、町及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、聞こえない人と聞こえない人以外の者が共生することのできる地域社会を目指すものでございます。

制度概要であります。令和5年7月1日施行予定としております白老町手話言語条例において、総合的かつ計画的に施策を推進し、聞こえない人と聞こえない人以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを基本目標に位置づけられており、聞こえない人の日常生活や手話言語を深く理解し、地域で支え合い、地域住民が手話等に触れるきっかけづくりを推進するものでございます。

事業内容としては3事業予定しております。①手話講座の開催、②手話通訳者の派遣、③国の補装具給付の対象にならない難聴児に対する補聴器の購入助成でございます。

事業費の内訳は、委託料として手話講座開催委託と通訳者の派遣委託、扶助費として補聴器等購入助成を計上してございます。

事業効果は、聞こえない人や意思疎通困難者が安心して暮らせるまちづくりと手話言語の普及でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー9、齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） ナンバー9、未就園児預かり保育モデル事業でございます。事業費は172万5,000円で、国庫補助が10分の9、一般財源が10分の1を充当いたします。

事業目的でございます。普段保育所を利用していない未就園児を定期的に預かることで、園の利用促進を図ること及び保護者の交流・相談の場を提供し負担解消を図るものであります。

事業概要でございます。事業内容は主に①から③としておりますが、未就園児の預かりや保護者のためのカフェの開設、さらには要支援家庭の早期発見と適切な支援を実施いたします。

また、今回の事業実施にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定書を締結している海の子保育園に委託をするものでございます。

事業効果でございますが、同世代の友達と遊ぶ経験を通じ、子供たちの発達を促すこと。また育児疲れによる負担を抱える保護者への支援が図られるものでございます。さらに本事業によって保育所等の多機能化に向けた効果を検証し、本町の子育て支援の政策立案や推進につなげていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー10、11、渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） ナンバー10、3歳児健診視覚検査機器導入事業でございます。事業費は154万円、財源内訳は母子保健衛生費補助金とふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的でございます。人の視機能は3歳頃までに急速に発達して8歳頃に完成し、生涯視力が決定いたします。弱視が発見されず8歳頃までの感受性期間を過ぎますと、十分に視力が向上しません。そのため、3歳児健診視覚検査において弱視や斜視などの異常を早期に発見し、治療訓練を早期に実施することにつなげるのが目的でございます。

制度概要でございます。令和4年2月の厚生労働省からの事務連絡におきまして、乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は片眼性の弱視等を検出するのに有用であるため、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に活用可能な補助金を創設し、体制整備に協力するよう通達があったものでございます。現状といたしまして、3歳児健診において現在も視力検査を実施しておりますが、簡単な視力検査と保護者からのアンケート方式が中心となっております。しかし、一次検査が家庭で行われること、3歳児では視力検査時の応答が正確ではないということもありますことから、健診の受診率が高いにもかかわらず多くの弱視が見逃されてきた現状がございます。弱視等の割合としては50人に一人はいるとされているところでございます。

内容と手法につきましては、3歳児健診会場にて保健師等が機器を操作して屈折検査を行います。近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同といった多彩なスクリーニングを行うものでございます。

事業費の内訳としまして、備品購入費を計上してございます。

事業効果は、屈折検査を導入して視力検査の精度を上げることで視力障がいや弱視を早期に発見し、弱視治療訓練を早期に実施することができるものでございます。

続きまして、ナンバー11、不妊治療費助成事業でございます。事業費は49万5,000円。財源内訳はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的、子供を産み育てたいと切望するも、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要した治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図り、不妊治療を受けやすい環境づくりに資するとともに、さらには少子化対策の推進を図るものでございます。

制度概要です。平成28年より白老町特定不妊治療費助成事業として、道助成事業対象となる特定不妊治療に要した費用の一部助成を行っていましたが、令和4年4月より不妊治療につきましては保険適用となったことから、医療機関で行われる一般不妊治療及び生殖補助医療に要した費用のうち、医療保険適用後の自己負担額の助成を行うものでございます。

事業内容でございます。対象者は保険診療と同様に、治療開始時において女性の年齢が 43 歳未満であり、助成限度回数を 40 歳未満は通算 6 回まで、43 歳未満は通算 3 回までといたします。対象医療は一般不妊治療と生殖補助医療としまして、保険適用外の先進医療は除きます。手続きとしまして、助成希望者は交付申請書に不妊治療受診等証明書、助成対象に係る領収書、高額医療費限度額適用認定証を添付し申請を受け付けます。助成金額は所得に応じ医療保険適用後の自己負担額分を助成するものでございます。

事業費の内訳は、扶助費としまして高額医療費適用後の金額で 16 万 7,400 円の世帯 1 世帯が 2 回、8 万 100 円の上限額の世帯を 1 世帯 2 回の治療として予算を計上してございます。

事業効果は、子供を産み育てやすい環境づくりの向上と少子化対策の推進でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー12、工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） ナンバー12、事業名、白老牛繁殖牛群改良事業でございます。事業費 167 万 2,000 円で、財源内訳としましては全額ふるさと G E N K I 応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的です。和牛繁殖農家の保留牛（後継牛）を選抜する上で、より能力の高い素牛の情報を早期に判明することが可能なゲノミック評価を導入し、さらなる改良を目指す農家に対しゲノミック評価費用の一部を補助することで、町内農家の改良速度の向上が図られるということでございます。こちらの改良を進めることにより、素牛市場において町内から出荷される素牛全体の評価を上げることができ、町内農家の所得向上が期待されるものでございます。

事業概要でございます。和牛繁殖農家の保留牛（後継牛）を選抜する上で必要となる情報が素牛の段階で判明するゲノミック評価費用の一部を負担する事業でございまして、ゲノミック評価費用 1 万 6,514 円、1 頭当たりのうち、2 分の 1 の 8,000 円を上限に白老町が負担します。残りにつきましては農協負担が 4,000 円で、農家の負担は 4 分の 1 の 4,514 円となるものでございます。なお、令和 5 年度の実施頭数については、209 頭を予定しているものでございます。

事業効果でございます。優良な繁殖牛群の形成、素牛市場での評価向上による農家所得向上、白老牛ブランド力の向上でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー13、瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ナンバー13、都市公園トイレ改修事業。萩野ハマナス広場トイレ改修事業と東町 2 号公園トイレ改修事業について説明させていただきます。事業費につきましては 772 万 2,000 円で、森林環境譲与税基金繰入金を予定してございます。

事業の目的でございますが、萩野ハマナス広場、東町 2 号公園にける木造トイレについて、経年劣化による構造部材の腐食が著しく進行しているため危険性が高いことから、改修を実施するものでございます。

事業の概要としましては、建物の柱、土台、桁などの主要構造部における腐食が著しく進行して危険な状況であることから、各構造部材の更新と補強を実施し、外壁貼替等の全体改修を実施する予定となっております。萩野ハマナス広場につきましては木造平屋で平成 8 年の新築で築 26 年経過、東町 2 号公園につきましては平成 2 年の新築で築 32 年が経過しているところ

ろでございます。

工事費用につきましては、萩野ハマナス広場のトイレ改修事業として 489 万 5,000 円、東町 2 号公園のトイレ改修事業としまして 282 万 7,000 円を予定してございます。

事業の効果としましては、施設の適切な維持管理による事故の未然防止と公園利用者に対する安全な施設利用と考えています。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー14、高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） ナンバー14、自主防災組織活動支援事業でございます。事業費は 75 万円、財源はふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的でございますが、町内会自主防災組織の活動の活性化を図るため、活動支援事業として、防災に関する活動に対し助成を行うことにより、自助・共助の体制強化を図るものでございます。

事業概要でございますが、自主防災組織が実施する防災に関する研修会や訓練などのソフト面や資機材購入などのハード面等広い活動に対し助成を行うものであります。

助成の限度額については、1 団体につき最大年 5 万円としております。

参考ですが、自主防災組織の組織率でございます。町内会を基本としておりまして、101 町内会のうち自主防災組織化しているところが 74 町内会あって、73.3%となっております。

事業費の内訳でございますが、活動助成金 5 万円、15 団体分として 75 万円を予定しているものであります。

事業効果でございますが、自主防災組織の意識向上と体制の強化と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー15、16、鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ナンバー15、16 の説明を申し上げます。ナンバー15、白老町スタンダード推進事業です。事業費は 237 万 2,000 円で、財源の内訳は地域づくり総合交付金と一般財源としています。狙いとしてしましては、本町の学力向上の柱となっております「白老町スタンダード（第4期）」は令和4年度に策定いたしましたが、その重点の一つであります「白老町の探求型授業の確立」を推進することから、子供たちが積極的に学びに向かう意欲の醸成、探求型授業を展開する教職員の指導力の向上、この2つを図ってまいります。

事業概要としましては、児童・生徒向けとして、令和5年度は実用英語技能検定、日本漢字能力検定の助成といたします。これまで英検、漢検どちらも受験必須となる子供たちを対象としていたところ、任意で受験したい子供たちについても、10名以上であれば学校で団体受験ができることから、その部分に限り費用を支援するものであります。

また、標準学力調査が小学校3年生以上であったものを、小学校2年生まで引き下げること、質問紙をこれまで根拠として取れなかった部分がありますので、質問調査を加えさせていただき、今後のエビデンスとして活用していきたいと思っています。令和6年度以降は、現在子供たちに検定試験、資格試験に関するニーズ調査を実施していることから、そのニーズ調査を基にしまして、任意の受験の項目を新たに設定したいと考えております。

事業内容のもう一つとして教職員向けは、秋田県能代市への先進視察訪問をこれまでと同様

に継続していきたいと考えております。これまで同様の視察訪問6名と報告会を行うことで、事業費の内訳は記載のとおりです。

事業効果といたしましては、児童・生徒の学力向上と学習機会を保障すること、教職員の探究型授業における指導力の向上を考えております。

続いて、ナンバー16、デジタル教育推進事業です。事業費といたしましては101万8,000円で、一般財源としております。

事業の目的といたしましては、算数・数学のデジタル教科書のライセンスを購入いたしまして、町内小中学校全てで活用することで、児童・生徒の学力向上と、教職員が子供たちと向き合う時間を増やすことによる指導の充実を図りたいと考えております。

事業内容といたしまして、今回、算数・数学のデジタル教科書の全ライセンスを購入する予算を計上しております。現在国においてデジタル教科書実証事業が毎年様々な教科において行われておりますが、本町においては算数・数学の教科については非常に効果的であると学校でも効果として挙げられていることから、今回、算数・数学の強化を設定いたしました。購入するライセンスにつきましては、記載のとおりでございます。

事業効果といたしましては、デジタル教科書、補助教材パックの利用による児童・生徒の学力向上、定着。特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習上の困難の軽減で、文字の拡大や音声読み上げ等の機能も活用できるようになります。

また、教職員の働き方改革がさらに推進されと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、ナンバー17、18、19、20、伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） ナンバー17、地域学校協働本部事業でございます。事業費は88万9,000円、財源は国と道の学校支援地域本部事業補助金及びふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を予定してございます。

事業目的でございますが、家庭、地域及び学校が一体となり、地域ぐるみで子供たちの生きる力を育み、地域に開かれた特色ある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを推進するものでございます。令和4年度に地域学校協働本部を設置いたしまして活動推進を委嘱するとともに、協働活動を行うためのボランティアネットワークを構築したところでございますが、今年度につきましては本活動の一層の充実を図るためニーズに応じたコーディネートを進めるとともに、各分野における地域人材のさらなる掘り起こしを行うものでございます。

今年度の事業内容でございますが、引き続き活動ボランティア人材ネットワークの登録促進を図るとともに、学校の要望に応じた活動や支援の実働を担う活動支援員の発掘、活動サポーターの発掘を進めまして、これらの人材をコーディネートしながら制度運用を図ってまいりたい

いと考えてございます。

事業費内訳でございますが、活動支援員並びに活動サポーターに対する報償費となっております。

事業効果でございますが、活動支援員、そして活動サポーターによります地域学校協働活動の充実が図られるものでございます。

続きまして、ナンバー18、未来を拓くひとづくり事業、地域担い手人材育成事業、そして子ども未来づくりプロジェクト事業でございます。事業費は150万円、財源はまち・ひと・しごと創生基金繰入金及び子ども夢基金繰入金を予定してございます。

事業目的につきましては、1点目、学びを通じて持続可能なまちづくりに必要な地域の担い手の掘り起こしと人材育成を進めるものでございます。2点目には、「しらおい子ども憲章〜ウレシパ〜」の具現化に向け、子供と大人それぞれが役割を担い、共に信頼し合い、互いに育ち合うことを通じて、人に優しいまちづくりを目指すものでございます。

事業概要でございますが、1、地域担い手人材育成事業としまして、大人の学び場として本年4月に本町で開校いたしました「熱中小学校」は、月1回、各方面で活躍をしております講師を招いた講座を開催しておりまして、この取組に対しまして企業版ふるさと納税を財源に支援することで、町民の自己啓発の機会創出や起業意欲を高め、まちづくりの担い手となる人材を育成するとともに、他の受講者や講師との交流を通してネットワークを構築するものでございます。2、子ども未来づくりプロジェクト事業といたしまして、これまでも本憲章に基づき、具現化に向けた取組を行ってまいりましたが、制定から10年を迎えた本年、より一層の推進を図る必要があることから、取組内容の見直しを行うものでございます。事業概要には大きく3つ、(1) 子ども憲章実践発表会、(2) プロフェッショナル講演会、(3) 子供たちと町長の意見交換という3つの構成で考えてございます。特に子供たちと町長の意見交換を通して、子供たちのまちづくりに対する主体性を醸成することと、これらの意見を踏まえて次年度の政策予算化を目指す取組をしてまいりたいと考えてございます。

事業費内訳につきましては記載のとおりとなっておりますが、本事業によりまして地域担い手育成をはじめ、学びの成果をまちづくりへ還元、しらおい子ども憲章の具現化、まちに対する誇りや愛着の醸成につながると考えてございます。

続きまして、ナンバー19、おもいで読書通帳導入事業でございます。事業費は191万2,000円、財源はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を予定してございます。

事業目的でございますが、図書貸出利用者の読書履歴を記録する読書通帳機を導入することで、図書館サービスの向上及び幅広い利用者の貸出利用の促進を図るものでございます。

また、「第四次白老子どもの読書活動推進計画」の基本方針「子どもの読書活動を推進するための読書環境整備」に基づきまして、子供たちが本に親しみ活用しやすい環境づくりを進めるものでございます。

事業概要でございますが、通帳型の手帳に貸出日や書名等の貸出データを印字する読書通帳機を図書館内に設置し、貸出手続き後に利用者に各自記帳をしていただくものでございます。

事業内容でございますが、白老町オリジナルデザインの読書通帳を作成いたしまして、専用プリンターを設置、希望する貸出利用者に通帳を配付するものでございます。

また、各小中学校の図書館利用登録者にも読書通帳を配付するとともに、ブックスタートパックに読書通帳を入れ、7か月乳児相談に参加する家族にも配付したいと考えてございます。

事業費内訳は記載のとおりでございますが、事業効果としましては貸出履歴の可視化により読書意欲を促進し、貸出冊数の増加が期待できるものでございます。子供の心の成長を記録する思い出づくりとして、家族で読書に親しむ「家読」の促進が図られるほか、資料検索とか貸出履歴の問い合わせ等の負担軽減にもつながっていくと考えてございます。

続きまして、ナンバー20、スポーツ振興人材養成事業（地域おこし協力隊事業）でございます。事業費が330万円、財源は一般財源を予定してございます。

事業目的でございますが、地域おこし協力隊の制度を活用しまして、スポーツ分野に特化した隊員を配置することで、町内のスポーツ振興を推進し、総合計画に示される「誰もが気軽にスポーツに参加し、元気で健やかに暮らせるまち」づくりに寄与するものでございます。

事業概要は、人生100年時代を迎え、これまで以上に健康に関する意識が高まっていることから、気軽に取り組める軽スポーツや健康講座など、スポーツに親しむ機会の確保が求められています。

また、少子化やコロナ禍の影響を受けて子供の運動機会が減少しており、小規模校でも幅広いスポーツに親しめる環境づくりが急務となっておりますが、これらを背景として今回の協力隊の配置によりまして、幅広いスポーツに親しむ機会、各種競技の普及・振興、関係団体・個人とのネットワークづくり、指導者などリーダーとなる人材の育成につなげてまいりたいと考えてございます。

事業費内訳は記載のとおりでございます。

事業効果としましては、スポーツを通じた地域づくりの推進と、少子高齢化社会においても持続可能なスポーツ振興の実現が図られると考えるものでございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、ナンバー21、鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ナンバー21、学校給食費無償化事業について説明いたします。事業費は943万9,000円、財源内訳はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金です。

事業目的といたしましては、物価高騰が続いている子育て世帯への経済的負担軽減を図るとともに、子供たちの成長発達を地域全体で支えることにより、少子化や定住移住対策の充実につながるものと考えております。

事業概要につきましては、白老町に住んでいる小中学生の3学期分の給食費の無償化を行いたいと考えております。無償化の内容といたしまして、町立小中学校に通学している児童生徒については、手続きは特に必要としませんが、3学期分の給食費を無償といたします。町外への通学者、白老町に住民登録がありますが、町外の学校、特別支援学校とか、そのほかの学校に通っている児童生徒につきましては、本町の給食費の単価を上限としまして、その上限とした部分で申請をしていただき、その分補助をすることとしております。

現在見込んでいる無償化の額としましては、町立の小中学校へ通う対象者を 674 人としており、906 万 9,000 円。町外通学者で今見込んでいるのは 26 人で、37 万円としております。

事業費内訳は記載のとおりとなりますが、事業効果といたしましては子育て支援、少子化及び定住移住対策の充実・拡大や経済的負担軽減が大きく図られること、子供たちに必要不可欠な学校給「食」が保障されると考えております。

○議長（松田謙吾君） 次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補足説明について順次説明を願います。

ナンバー 1、増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） お手元にあります黄色い表紙の資料を御覧ください。ナンバー 1、物価高騰対策町民生活支援事業でございます。事業費は 7,426 万 7,000 円で、財源は国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 7,333 万 7,000 円、一般財源が 93 万円になります。

事業の目的でございますが、コロナ禍における物価高騰への対策として、全町民に町内店舗で利用できる商品券を配付することで、町民生活の支援及び地域経済の活性化を図るものであります。

事業概要につきましては、交付対象を令和 5 年 7 月 1 日時点で住民基本台帳に記載されている町民の方としまして、対象者一人当たり 4,000 円の商品券を配付するものであります。商品券の配付にあたりましては、申請を不要とする「プッシュ型」とし、ゆうパックにより 7 月中旬から 8 月上旬に発送する予定としております。商品券の利用期間は令和 5 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までを予定しており、商品券の作成、換金等の業務については、商工会への補助により実施する予定としております。

事業費内訳につきましては、事務用の消耗品のほか、商品券の発送に係る郵便料及び梱包委託料、補助金として商品券換金費及び事務費を計上しております。

事業効果としましては、物価高騰における町民生活の安定化や地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

3 ページ以降になりますが、令和 4 年度において実施した交付金事業の実績概要をまとめた資料になっております。こちらについてもご参照いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） ナンバー 2、渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） ナンバー 2、物価高騰対策低所得世帯支援事業でございます。

事業費は 1 億 1,657 万円、財源内訳は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と一般財源となっております。

事業目的です。エネルギー・食料品等の物価高騰による負担が増加し、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給することで生活を支援し、影響の緩和を図るものでございます。

事業概要でございます。給付対象者は、基準日（令和 5 年 6 月 1 日）において住民基本台帳に記載されている住民税非課税世帯といたします。給付金の金額は、一世帯当たり 3 万円でご

ざいます。

実施方法です。7月中旬頃から対象世帯に「確認書」を送付します。対象世帯から「確認書」を受け取った後、審査し、随時口座に振り込みをいたします。「確認書」の受付期間は11月30日までといたします。

事業費の内訳は、事業を推進するにあたって会計年度任用職員を採用する人件費、システム改修等の委託料と交付金の給付金3万円の3,600世帯と見込んで計上してございます。

事業効果は、エネルギー、食料品等の物価高騰における低所得世帯の生活の安定化でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 臨時事業費の補足説明資料の中で、4番目の大学生等通学費助成事業についてであります。もう少し詳細に説明をいただきたいと思ひまして、1つが自宅の最寄り駅から学校の最寄り駅の区間が80キロメートル以上であるということですから、例えば白老から札幌までですと90キロメートルくらいありますから、札幌等を想定しているのかと思ひますが、対象者はどれくらい想定されているのか。それと参考までに、白老札幌間の通学定期券の1か月当たりの購入金額が幾らなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） ただいまのご質問でございますが、貳又議員がご指摘のとおりおおむね札幌圏への通学者を対象としたいと。80キロメートル以上と言いますと、白老からですと新札幌以降とになってございますので、その範囲を対象にしたいと思っております。

対象者については現状で20人前後と考えてございますので、そのような中での予算計上となっております。現状の特急列車の普通車自由席利用での定期券、札幌白老間でございますが4万4,950円となっております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 臨時事業費のナンバー3、地域活力創造ショートステイ誘致促進事業について、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、大学生の方々が白老町に来るということで、ここに一人1泊当たり2,000円を上限とし、括弧して1団体1会計年度当たり上限20万円と書かれているのですが、これは重複してもらえると考えていいのですか。それともまた別だということか。その辺よく分からないのですが。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 一人1泊2,000円を上限ということで、積み重ねというか滞在期間中の人数とか宿泊日数に応じて乗じていくということで、重複するということではなくて、10人が10泊したら20万円、1団体の上限になるという考え方でございます。例えば、大学の合宿ということで1団体が10人で来られた場合、一人当たり2,000円ですので、それに対

して10泊すると最大で20万円を給付することになってございます。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 何点かお聞きしたいことがあります。臨時事業費のナンバー1のデジタル化推進基盤整備事業なのですが、ほかの自治体ではマイナンバーカードによってコンビニ等で住民票など発行ができるようになりますが、このようなことを想定して来年4月からということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、ナンバー2、町長タウンミーティング開催事業ですが、これは今年度町長が新しくなられまして行うことなのか。それとも、町長任期中毎年開催する予定でいるのかの確認です。

それと、ナンバー8の聴覚障がい者支援事業ですが、これは対象者1名ということで見ていいのか。なぜ聞くかという、補聴器の助成額が45万5,000円となっていますが、私は一人分ではないかと思うのですが、そこを確認させていただきたいと思います。

それと、ナンバー21、学校給食費無償化事業なのですが、よく分からなかったのです。無償化の内容については、1月から3月のこの3か月間の給食費を徴収しないということになっていますが、その部分、無償化額と保護者負担額とありますが、完全無償化ではないのか。この説明をもう一度していただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） デジタル化推進基盤事業の関係でございます。マイナンバーカードを活用したコンビニでの住民票等の発行を想定しているかというご質問ですが、今の時点ではマイナンバーカードを個人としてその人が間違いなく「本人です。」という確認には使う予定ですが、氏家議員がおっしゃるようなコンビニでの住民票発行などのサービスまでは現時点では考えておりません。

町長タウンミーティング開催事業の関係ですが、今年だけやるのか、町長の任期中はやるのかというお話ですが、基本的には町長の任期中は毎年度やるという考え方であります。

○議長（松田謙吾君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 聴覚障がい者支援事業の補聴器の助成についてのご質問でありますが、この事業につきましては国の補装具給付の対象にならない児童ということで、対象を5名と見込んでおります。基準額13万7,000円を設けまして、その3分の2の助成ということで計上しております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今回の学校給食費の無償化は、一部無償化の拡大ということになります。これまでは10食分だったところが、3学期分を無償化することで約40食分が無償化になるというイメージで、それぞれ単価がございますので、小学校1年生から3年生だと一人当たりの無償化額が1万2,600円になります。保護者負担額というのは、年間の給食費から無償化額を引いた残り、保護者が負担する額はこの額になりますということでお示ししておりますので、この無償化は一部無償化、3学期分の約40食を無償化するという事業になります。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,842万円とする補正でございます。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。6款保険事業費、2項1目保健衛生普及費、（1）保健指導事業経費につきましては重症化予防のためのデータ分析とその結果提供のほか、糖尿病性腎症重症化予防のための分析、未受診者対策のための分析の各業務の委託料22万円を計上しております。財源につきましては道支出金の特別調整交付金を全額充当するものでございます。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。3款道支出金、1項1目保険給付費等交付金、特別調整交付金22万円の増額については、先ほど歳出で申し上げた経費の財源22万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,535万円とする補正でございます。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款港湾機能施設運営費、1項1目港湾機能施設運営費、(1)港湾機能施設運営経費につきましては公共中央1号上屋の南側のシャッターの一部が腐食により開閉がスムーズにできないこと、北側のシャッターの開閉装置が経年劣化に伴い絶縁低下を起こし、漏電等の危険状況にあることから、修繕するものであります。なお、財源につきましては一般会計からの繰入金を全額充当するものでございます。

次に、歳入でございます。4ページをお開きください。2款繰入金、1項1目他会計繰入金594万円の増額については、先ほど歳出で申し上げた経費の594万円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ6,495万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億85万6,000円とする補正でございます。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、2項1目賦課徴収費、(1)賦課徴収事務経費は16万1,000円の増額補正です。職員の休職により一時的な欠員の発生に対応するため会計年度任用職員の報酬、費用弁償を増額するもので、財源は全額一般会計からの事務費繰入金となります。

6款諸支出金、1項2目償還金、(1)国庫支出金等過年度分返還金は6,479万3,000円の増で、令和4年度介護給付費確定に伴う国、北海道支払基金への返還金を計上するものであります。財源は全額前年度繰越金であります。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金、1、事務費繰入金は、歳出で説明した賦課徴収経費の増額に伴うものでございます。

次に、8款繰越金、1項1目繰入金、前年度繰越金は令和4年度の決算剰余金のうち繰り越すべき財源6,479万3,000円の増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前に、お諮りいたします。

日程第5号から日程第9号までの条例の制定及び一部改正についての5件の議案説明についてであります。条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により、簡潔に説明させることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第5、議案第5号 白老手話言語条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町手話言語条例の制定について説明いたします。条文については朗読を省略させていただきます。

議5-3、附則でございます。

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議5-4をお開きください。議案説明でございます。

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、全員協議会においても説明させていただきましたが、改めてポイントを説明いたします。前文につきましては、議案説明と重複しますので省略いたします。

第1条の目的では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進と普及、町及び町民との役割を明らかにし、聞こえる人と聞こえない人が共生できる地域社会の実現を規定しています。

第2条、基本理念では、聞こえない人も地域における社会参加に努め、全ての町民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる地域社会の実現を目指すこと、また、聞こえない人は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを規定しています。

第3条、町の責務、第4条、町民等の役割では、手話への理解促進と普及のための取組を推進すること、また、意思疎通困難者に対しても必要な施策を講ずることを規定しています。

第5条、施策の策定及び推進では、町が目的を達成するために必要な具体的な取組を総合的かつ計画的に実施することを規定しています。

第6条、財政措置では、施策を推進する際に必要となる予算の措置に努めることを規定して

います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 議6-1をお開きください。議案第6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について説明いたします。条文の朗読については省略させていただきます。

議6-7をお開きください。附則です。

施行期日、第1項、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の規定は、この条例の施行の日以降にその設備工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

第3項、前項の規定にかかわらず、第17条から第22条の規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第3条第2号及び第10条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者について適用する。

第4項、この条例の施行の際、現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備の増設若しくは更新することにより、当該再生可能エネルギー発電事業が第3条第2号及び第10条に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

第5項、第13条各項の規定による届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

次に、議6-9をお開きください。議案説明です。

再生可能エネルギー発電事業は、地域との共生の中で、町民の安全で安心な生活環境を確保しながら良好な自然環境、景観の保全との調和を図るルールづくりが求められており、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、本町における自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものである。

次のページに資料を添付しておりますので、条例の概要について簡単ですが説明させていただきます。

1、条例制定の背景及び目的につきましては、議案説明と重複しますので省略し、2、条例の主な内容について説明をいたします。

(1) 設置禁止区域の設定につきましては、災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、禁止区域を設定しております。

(2) 事前協議につきましては、事業実施計画がある場合は、まず町へ事前協議することを求めています。町は協議を受け、関係課の意見も聞きながら事業者に対し必要な指導・助言を行います。

(3) 周辺関係者への説明は、事前協議で町より指示のあった周辺関係者等へ説明会を開催するなど、周辺関係者の理解を得る努力を求めています。

(4) 協定の締結は、必要に応じ、町若しくは周辺関係者等との協定締結を求めることができることとしております。

(5) 維持管理に関する報告は、設備の稼働状況、保守点検その他の維持管理の実施状況について、町に対し毎年度1回の報告を求めています。また、附則第3項により、条例施行前に設置した設備についても報告を求めています。

(6) 事業を廃止する際は、事業廃止の30日前までに町への届け出を求めています。また、届け出後は速やかに設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じることとしております。

(7) 指導、助言及び勧告は、町は事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言を行うことができるほか、是正が必要な場合は勧告を行うことができることとしております。

次のページは、全体の手続きの流れについて説明した資料になりますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1をお開きください。議案第7号でございます。白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議7-2をお開きください。最初に議案説明でございます。

職員の特殊勤務手当のうち防疫作業手当について、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講じていたものであるが、令和5年5月8日より新型コロナウイルスが5類となったことに伴い、国は人事院規則を改正し防疫作業手当の特例を廃止したことから、本町においても人事院規則に準じた改正を行うため、本条例の一部を改正するも

のでございます。

新旧対照表でございますが、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を規定している附則第3項及び第4項を削除するものでございます。

議7－1にお戻りください。附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議8－1をお開きください。議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正文は朗読を省略させていただき、議8－6をお開きください。附則であります。

施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号から第3号までの施行期日、続く第2条から第4条までの経過措置につきましては、記載のとおりでありますので朗読を省略させていただきます。

次に、議8－8をお開きください。議案説明です。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正規定につきましては新旧対照表のとおりであります。

改正の内容につきましては、議8－25の次のページをお開きください。添付の資料により主な改正内容について説明いたします。はじめに町民税の関係です。1、森林環境税の導入に伴う規定の整備は、令和6年度から導入されている森林環境税、こちらは国税になりますが、年額1,000円について、個人町民税均等割の枠組みを用いて町が賦課徴収事務を行うための規定を整備するものであります。

2、肉用牛の売却所得に係る町民税の特例期間の延長は、農業を営む個人又は農地所有適格法人が売却した肉用牛の価格が所定の金額に満たなかった場合、町民税所得割を免除する特例措置を3年間延長し、令和9年度までとするものであります。

3、優良宅地等に係る譲渡所得の軽減措置の延長は、認定優良宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の軽減措置を3年間延長し、令和8年度までとするものであります。

固定資産税の関係です。4、課税標準の特例は、(1)長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る翌年度の税額から3分の1を減額する特例を新設するものであります。

(2)中小事業者等が認定計画に従って取得した先端設備等に対する課税標準額の特例に代わり、新たに中小企業等経営強化法に基づく軽減措置に制度を移管するための改正であります。

最後に、軽自動車税の関係です。5、種別割グリーン化特例の延長は、電気軽自動車等を取付した場合における翌年度の種別割に対する経過措置(最大75%軽減)について、適用期間を3年間延長し、令和8年度まで(25%軽減対象者は2年間延長、令和7年度まで)とする改正であります。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間予防課長。

○予防課長(本間 等君) 議9-1をお開きください。議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

条文は朗読を省略させていただきます。

議9-2をお開きください。附則であります。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

経過措置でございますが、第2項については、改正後の白老町火災予防条例に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用についての取扱いです。

第3項は、新条例の「喫煙室専用室標識」についての読み替えの取扱いです。

第4項は、現行と新条例の規定に適合しないものについての取扱いであります。

議9-4をお開きください。議案説明でございます。

令和5年2月21付け消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、急速充電設備について全出力の上限を撤廃するほか、「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととし、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととしたため、本条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きください。白老町火災予防条例新旧対照表については、下線のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第11から日程第20、議案第11号から議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第21及び日程第22、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の議案は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。よって本日の議案説明会においては、議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

日程第23、報告第1号 令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報告第1号 令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明をさせていただきます。

報1-1をお開きください。令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）で議決をいただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページ、報1-2をお開きください。繰り越した事業につきましては、記載の3事業になりまして、繰越額が合計971万7,000円。財源につきましては、既収入分も含め特定財源262万5,000円、一般財源709万2,000円を繰り越すものであります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第24、報告第2号 令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報告第2号 令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書についての説明をさせていただきます。

報2-1になります。令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をするものでございます。

報2-2をお開きください。繰越し事業につきましては、小学校施設整備事業（萩野小学校校舎棟大規模改修事業）で、繰越額は1,305万7,000円。財源は特定財源の地方債が1,300万

円、一般財源 5 万 7,000 円を繰り越すものであります。本件につきましては、事故繰越しという事で予想し得なかった止むを得ない理由により年度内に事業が完了しない場合に繰越しをするものでありますが、説明欄にもありますとおり、ウクライナ・ロシア間の問題を含め、世界情勢の問題、さらにはコロナ禍の状況により電子制御機器の世界的な不足が発生し、納期遅延が起こったことから年度内の工事完成が不可能となり事故繰越しを行ったものであります。

説明は以上であります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 2 号の議案説明を終わります。

日程第 25、報告第 3 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 報 3－1 をお開きください。報告第 3 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件につきましては、令和 4 年度白老町下水道事業会計予算にかかわる建設改良費の一部を翌年度に繰り越しを行いましたので、地方公営企業法の規定に基づきまして、議会に報告するものでございます。

続いて、報 3－2、報 3－3 をお開きください。令和 4 年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書を添付してございます。内容といたしましては、処理場における余剰ガス燃焼装置、計装装置工事に伴いまして、機器材、制御盤製作に必要となる半導体入手不足の理由から、令和 4 年度中の完成が困難となり工期を延長したため、事業繰越しを行うものでございます。翌年度繰越額につきましては 9,893 万 6,000 円。財源内訳につきましては企業債 4,060 万円、国庫補助金 5,682 万 5,000 円、留保資金につきまして 451 万 1,000 円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第 3 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 3 号の議案説明を終わります。

日程第 26、報告第 4 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報 4－1 をお開きください。報告第 4 号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてでございます。地方自治法第 243 条の

3第2項の規定によりまして、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。

(1)一般財団法人白老町体育協会令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画、(2)一般社団法人しらおい振興センター令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画でございます。それぞれの内容につきましては、慣例によりまして説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長(松田謙吾君) 以上をもって、定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。これをもって、議案説明会を終了いたします。

(午後 0時14分)